

平成 25 年 9 月 30 日

関 係 各 位

仙台市健康福祉局長

( 公 印 省 略 )

指定障害福祉サービス事業者等からの暴力団員等排除について (通知)

このことについて、仙台市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定事業者からの暴力団員等排除に関する要綱 (以下「仙台市暴排要綱 (障害分野)」という。)を制定し、障害福祉事業からの暴力団排除に向けて積極的に取り組むことといたしました。

つきましては、下記のとおり要綱の内容等をお知らせいたしますので、事業者の皆様におかれましては、暴力団排除へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 仙台市暴排要綱 (障害分野)

(1) 制定の趣旨

仙台市暴力団排除条例 (平成 25 年仙台市条例第 29 号。)に基づき、市と障害福祉サービス事業者等との協働により、障害福祉事業からの暴力団排除の推進を図るもの。

(2) 要綱の概要

- ・指定事業者等<sup>※</sup>は、暴力団員等に該当する者であってはならない。  
※指定事業者 (設置者)、役員及び事業所 (施設) の管理者をいう。
- ・指定事業者は、暴力団を利することとならないように、事業を運営しなければならない。
- ・指定事業者は、暴力団員等排除に係る誓約書を市に提出しなければならない。(2 参照。)
- ・市は必要があると認めるときは、誓約書の内容について宮城県警に照会する。

(3) 要綱の施行日

平成 25 年 10 月 1 日

2 指定事業者の暴力団等の排除に係る手続き

指定事業者 (指定申請を行う者を含む。)は、平成 25 年 10 月 1 日以降に新規指定申請、指定更新申請または役員や管理者の変更届出を市に提出する際に、従前の指定申請書等に併せて「暴力団員等排除に係る誓約書」(別添 2 の様式 1) を市に提出すること。

※提出された情報は、仙台市が宮城県警察本部に照会するためのみに使用します。

※要綱の施行日 (平成 25 年 10 月 1 日) 以降に行う新規指定申請等から、誓約書を提出願います。

3 関係規程

(1) 仙台市暴力団排除条例 …別添 1

(2) 仙台市暴排要綱 (障害分野。誓約書様式含む。) …別添 2

※仙台市ホームページにも掲載いたします。

(担当) 健康福祉部障害者支援課指導係

電話: 022-214-6141、FAX: 022-223-3573

E-mail : shougaishidou@city.sendai.jp